

第二回定例予算特別委員会 令和6年6月28日(金)

【建設工事における入札関係事務の電子化について】

令和6年4月から建設業の時間外労働の上限規制が適用され道内の建設業は、一層の効率化や負担軽減が求められています。

令和3年6月18日に閣議決定された『規制改革実施計画』において、地方公共団体と事業者間の手続きのデジタル化が示され、総務省では、『競争入札参加資格審査申請書のデジタル化に適した標準様式』を策定し、事業者等への利便性向上を図る観点から、各地方公共団体へ申請手続きの電子化について検討するよう通知していると承知しております。

そこで、道における建設工事の入札参加資格審査における電子化の推進について、順次、伺います。

(一) 競争入札参加資格審査申請について

建設事業者が、官公庁の発注する工事の入札に参加するには、入札参加資格が必要であり、書面により申請していると承知しています。

近年は、書類への捺印や様々な証明書を必要とする手続きにおいて、急速に簡素化が進んでおり、また、新型コロナウイルス感染防止策として郵便提出が普及し、証明書類の見直し等がおこなわれてき

ましたが、その最たる例は、デジタル化であります。

現在、都府県や各自治体では様々な電子申請が進められておりますが、建設工事の入札参加資格審査における電子申請について、全国的にどの程度導入されているのか、伺います。

(答弁：建設管理課長 須田歩)

- ・発注する工事等の入札に参加する事業者に必要な資格を工種ごとに定め、有効期間を3年度以内として、申請に基づき審査。
- ・令和6年5月末現在、全国32都府県で導入している。率にすると68.1%。

(二) 電子申請のメリットについて

全国では約7割の都府県が電子申請を導入されているということですが、電子申請の利用にはどのようなメリットがあるのか、伺います。

(答弁：建設管理課長 須田歩)

- ・申請書の窓口への持参や郵送の手間が省け、ペーパーレス

化により印刷や郵送が不要となりコストの削減。

- ・申請窓口から遠い事業者の負担軽減が見込まれ、各振興局で2年ごとに行っている。申請の受付や資格審査に関する事務が効率化されることが期待される。

(三) 他県における申請の受付方法について

電子申請によるメリットを踏まえると、早期に導入を目指すべきと考えますが、道内の市町村においても同様な入札参加資格の受付の申請を行っており、市町村も含めた電子申請の仕組みを構築することで、建設事業者の利便性がさらに向上されると考えます。

他県ではどのような申請の受付を行っているのか、伺います。

(答弁：建設管理課長 須田歩)

- ・32都府県のうち、14府県において、市町村の入札参加資格の申請を一括して受け付け。

(四) 今後の取組みについて

地方自治体のデジタル化の遅れが事業者のDXの妨げとなっては

なりません。また、事業者からはデジタル化が進まない一因として、地方公共団体の一連の事業の中に紙前提の業務が混在していると聞いています。

先ほどの答弁にもある通り、電子申請によるメリットが様々あり、デジタル化を推進することで業務の効率化が図られることから、道内建設産業への支援策として、入札参加資格審査の電子申請を積極的に導入すべきと考えますが、見解を伺うとともに、今後どのように取り組むのか、伺います。

(答弁：建設部長 白石俊哉)

- ・道民の皆様の利便性の向上、負担軽減を図る観点から、行政手続きのオンライン化を推進。
- ・入札関係事務においては、電子入札や電子契約の導入。
- ・部としては、早急に電子化を導入する考え。建設事業者や市町村の負担軽減。入札関係事務の一層の効率化。関係部局と連携のうえ、効率的な手法について検討。